

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十六年九月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百号

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第一条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中、「養育里親」を「事業、養育里親」に改める。
第一条の二を削る。

第四条を次のように改める。

第四条 法第十八条の五第三号の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。

- 一 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（第三百三十一条及び第三百三十二条の規定）
- 二 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）（第三十五条の規定）
- 三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）（第四十一条の規定）

定

四 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）（第三十一条の規定）

五 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）（第四条から第七条まで及び第十一条の規定）

六 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（第十七条の規定）

七 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）（第六章の規定）

八 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）（第三十三条の規定）

九 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七十七号）（第三十七条の規定）

十 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）（第八十三条から第八十五条までの規定）

第二十四条第三号中、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）（第七条第一項）を「認定こども園法第二条第六項」に改める。

第二十五条の七第一項中、「法第二十一条の五の十五第二項第五号」を「指定障害児通所支援事業者（法第二十一条の五の三に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。次項及び第二十五条の十二において同じ。）×医療型児童発達支援を提供するものを除く）、指定障害児入所施設（法第二十四条の第二項に規定する指定障害児入所施設をいう。第二十七条の十一において同じ。）又は指定障害児相談支援事業者（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。第二十七条の十八において同じ。）に係る法第二十一条の五の十五第一項第五号」に改め、第

二五号を「指定障害児通所支援事業者（法第二十一条の五の三に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。次項及び第二十五条の十二において同じ。）×医療型児童発達支援を提供するものを除く）、指定障害児入所施設（法第二十四条の第二項に規定する指定障害児入所施設をいう。第二十七条の十一において同じ。）又は指定障害児相談支援事業者（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。第二十七条の十八において同じ。）に係る法第二十一条の五の十五第一項第五号」に改め、第

二十四条の九第二項の下に、(法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。)、を、第二十四条の二十八第二項の下に、(法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。)、を加え、同項第十号を同項第十三号とし、同項第九号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 認定こども園法

第二十五条の七第一項第八号の次に次の二号を加える。

九 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

十 児童虐待の防止等に関する法律

第二十五条の七第一項に次の一号を加える。

十四 子ども・子育て支援法

第二十五条の七第二項中、「前項に掲げるもののほか、」を削り、同項に次の一号を加える。

八 前項各号に掲げる法律

第二十五条の八中、「第二十四条の九第二項」の下に、(法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。)、を、第二十四条の二十八第二項の下に、(法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。)、を加え、労働に関する法律の規定であつて、を削り、ものを、法律の規定に改める。

第二十五条の十二第一項中、「指定障害児通所支援事業者」の下に、(医療型児童発達支援を提供するものを除く。)、を加え、同項各号を次のように改める。

一 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)

二 発達障害者支援法(平成十六年法律第六十七号)

第三十五条の七第一項各号に掲げる法律

第二十五条の十二第二項中、「前項に掲げるもののほか、」を削り、同項各号を次のように改める。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)

二 第二十五条の七第一項各号及び第二項各号(第八号を除く。))に掲げる法律

三 前項各号(第三号を除く。))に掲げる法律

第二十七条を次のように改める。

第二十七条 削除

第二十七条の十一第一項中、「指定障害児入所施設」の下に、(障害児入所医療(法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。次項及び第二十七条の十三第二項において同じ。))を提示するものを除く。))を加え、同項各号を次のように改める。

一 第二十五条の七第一項各号に掲げる法律

二 第二十五条の十二第一項各号(第三号を除く。))に掲げる法律

第二十七条の十一第二項中、「前項に掲げるもののほか、」及び(法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。第二十七条の十三第二項において同じ。))を削り、同項各号を次のように改める。

一 健康保険法

二 第二十五条の七第一項各号及び第二項各号(第八号を除く。))に掲げる法律

三 第二十五条の十二第一項各号(第三号を除く。))に掲げる法律

第二十七条の十八中、(法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。))を削り、同条各号を次のように改める。

一 第二十五条の七第一項各号に掲げる法律

二 第二十五条の十二第一項各号(第三号を除く。))に掲げる法律

第二十八条中、「保育の実施等」を「保育の利用等」に改め、児童福祉施設の長の下に、「家庭的保育事業等(法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。))を行う者」を加える。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 事業、養育里親及び児童福祉施設

第三十五条を次のように改める。

第三十五条 法第三十四条の十五第三項第四号口の政令で定める法律は、第二十五条の七第一項各号(第一号、第二号、第五号及び第八号を除く。))に掲げる法律とする。

第三十五条の次に次の四号を加える。

第三十五条の二 法第三十四条の十五第三項第四号ハの政令で定める法律の規定は、第二十五条の八各号に掲げる規定とする。

第三十五条の三 法第三十四条の十五第三項第四号ニの政令で定める使用人は、申請者の行う家庭的保育事業等を管理する者及び申請者の設置する保育所の管理者とする。

第三十五条の四 市町村長は、当該職員をして、一年に一回以上、国及び都道府県以外の者が行う家庭的保育事業等が法第三十四条の十六第一項の規定に基づき定められた基準を遵守しているかどうかを实地につき検査させなければならない。

第三十五条の五 法第三十四条の二十第一項第三号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 児童扶養手当法

二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

三 児童手当法

四 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律

五 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法

六 第二十五条の七第一項第四号、第十二号及び第十四号に掲げる法律

第三十六条の次に次の二条を加える。

第三十六条の二 法第三十五条第五項第四号口の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 学校教育法

二 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)

三 第二十五条の七第一項各号(第一号、第二号、第五号及び第八号を除く。))に掲げる法律

第三十六条の三 法第三十五条第五項第四号ハの政令で定める法律の規定は、第二十五条の八各号に掲げる規定とする。

第三十七条中、「設置する児童福祉施設」の下に、(幼保連携型認定こども園を除く。以下この条及び次条において同じ。))を加える。

第四十二条第三号中、「第六号の三」を、「第六号の二」に改め、児童福祉施設」の下に、「又は家庭的保育事業等」を、「入所定員」の下に、「又は利用定員」を、「入所者」の下に、「又は利用者」を加え、同条第三号の二中、「第五十条第六号の四」を、「第五十条第六号の三」に改める。

第四十二条の二を削る。

第四十三条中第六号を第十一号とし、第五号を第十号とし、同条第四号中、「又は児童福祉施設」を、「若しくは児童福祉施設の設置者若しくは家庭的保育事業等を行う者」に改め、「又は」の下に「児童相談所若しくは児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等を行う場所」を加え、同条第九号とし、同条第三号中、「又は児童福祉施設」を、「若しくは児童福祉施設の設置者又は家庭的保育事業等を行う者」に改め、同条を同条第五号とし、同条の次に次の三号を加える。

六 幼保連携型認定こども園の設置者が、認定こども園法第二十一条第一項の規定により、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ぜられたとき。

七 幼保連携型認定こども園の設置者が、認定こども園法第二十一条第一項の規定により、認定こども園法第十七条第一項の認可を取り消されたとき。

八 幼保連携型認定こども園の設置者が、法若しくは認定こども園法若しくはこれらの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてする処分違反したとき。

第四十三条第二号中「児童福祉施設」の下に、「の設置者」を加え、第五十八条を「第五十八条第一項」に、「その」を「法第三十五条第四項の」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 家庭の保育事業等を行う者が、法第五十八条第二項の規定により、法第三十四条の十五第二項の認可を取り消されたとき。

第四十三条第一号中「児童福祉施設」の下に（幼保連携型認定こども園を除く。次号及び第五号において同じ。）の設置者」を加え、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 家庭の保育事業等を行う者が、法第三十四条の十七第四項の規定により、その事業の制限又は停止を命ぜられたとき。

第四十四条の第二項中「都道府県又は」を削り、同条第二項中「都道府県又は」及び「都道府県若しくは」を削り、同条第三項中「都道府県又は」を削る。

第四十五条の第三項中「家庭の保育事業に係る法第三十四条の十七」を「病児保育事業に係る法第三十四条の十八の二」に改め、検査」の下に、「法第五十五条の規定による法第五十一条第五号の費用の負担、法第五十六条の四の二第四項の規定により送付された市町村整備計画の写しの受理、法第五十六条の四の三第一項の規定による市町村整備計画の提出の経由」を加え、第五十六条の七」を「第五十六条の七第三項」に改め、同条第六項中「第三十三條の十五第三項」の下に「、第三十五條第六項」を加え、同条第七項中「並びに第五十五條」を「、第五十五條」に改め、同条第八項中「と」を「、と」に改め、小規模住居型児童養育事業を削り、都道府県を除く。」と」の下に、「法第三十四条の十八中、及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び児童相談所設置市」とを加え、及び第六項」を削り、「の市町村」と」の下に、「同条第八項中、第六十二條第二項第一号」とあるのは、「第六十一條第二項第一号」と、「第六十二條第一項」とあるのは、「第六十一條第一項」と、「都道府県子ども・子育て支援事業計画」とあるのは、「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、同条第十一項中「市町村」とあるのは、「市町村」とあるのは、「都道府県及び市町村」を「法第五十六条の八第三項中、市町村長を経由し、都道府県知事」とあるのは、「児童相談所設置市の市長」に改め、「読み替えるもの」を削り、同条第九項中「第三十四条の十七第一項、第三項及び第四項」を「第三十四条の十八の二第一項及び第三項」に、「家庭の保育事業」を「病児保育事業」に改める。

附則に次の一条を加える。

第五十二条 法附則第七十三条第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条第七項	第三項	附則第七十三条第一項の規定により読み替えられた第三項
第三十二条第三項	第二十四条第三項	附則第七十三条第一項の規定により読み替えられた第二十四条第三項
第四十六条の二第一項	第二十四条第四項	第二十四条第四項
第四十六条の二第二項	第二十四条第三項	附則第七十三条第一項の規定により読み替えられた第二十四条第三項

(地方自治法施行令の一部改正)

第二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。
 第一百七条第一項第一号中「規定する学校」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

第七十四条の二十六第一項中「第六条の三第九項」を「第六条の三第十三項」に、「家庭の保育事業」を「病児保育事業」に、「第三十四条の十七」を「第三十四条の十八の二」に改め、「検査」の下に、「同法第五十五条の規定による同法第五十一条第五号の費用の負担、同法第五十六条の四の二第四項の規定により送付された市町村整備計画の写しの受理、同法第五十六条の四の三第一項の規定による市町村整備計画の提出の経由」を加え、第五十六条の七」を「第五十六条の七第三項」に改め、同条第五項中「第三十三條の十五第三項」の下に「、第三十五條第六項」を加え、同条第六項中「並びに第五十五條」を「、第五十五條」に改め、同条第七項中「と」を「、と」に改め、小規模住居型児童養育事業を削り、都道府県を除く。」と」の下に、「同法第三十四条の十八中、及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び指定都市」とを加え、及び第六項」を削り、「の市町村」と」の下に「、同条第八項中、第六十二條第二項第一号」とあるのは、「第六十一條第二項第一号」と、「第六十二條第一項」とあるのは、「第六十一條第一項」と、「都道府県子ども・子育て支援事業計画」とあるのは、「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、同条第十一項中「市町村」とあるのは、「市町村」とあるのは、「都道府県及び市町村」を「法第五十六条の八第三項中、市町村長を経由し、都道府県知事」とあるのは、「指定都市の市長」に改め、「読み替えるもの」を削り、同条第八項中「第三十四条の十七第一項、第三項及び第四項」を「第三十四条の十八の二第一項及び第三項」に、「家庭の保育事業」を「病児保育事業」に改める。

第七十四条の四十九の二第一項第一号中「第五十条第六号の四」を「第五十条第六号の三」に改め、同項第十六号中「質問等」の下に「に関する事務」を加え、同項第十七号中「第六条の三第九項」を「第六条の三第十三項」に、「家庭の保育事業」を「病児保育事業」に、「第三十四条の十七」を「第三十四条の十八の二」に改め、「質問等」の下に「に関する事務」を加え、同項第十八号中「第三十五條」の下に「及び第五十八條第一項」を加え、同項第二十六号を同項第二十九号とし、同項第二十五号中「第五十六條の七」を「第五十六條の七第三項」に改め、同号を同項第二十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十八 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設 同法第六条の三第九項から第十二項まで、第三十六条、第三十八条及び第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものを除く。）に係る同法第五十九条の規定による質問等に関する事務

第七十四条の四十九の二第一項第二十四号を削り、同項第二十三号を同項第二十六号とし、同項第二十二号中「第五十六條の三、第五十八條及び第五十九條」を「及び第五十六條の三」に改め、同号を同項第二十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十四 児童福祉法第五十六条の四の二第四項の規定により送付された市町村整備計画の写しの受理に関する事務

二十五 児童福祉法第五十六条の四の三第一項の規定による市町村整備計画の提出の経由に関する事務

第七十四条の四十九の二第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 児童福祉法第五十五条の規定による同法第五十一条第五号の費用の負担に関する事務

第七十四条の四十九の二第一項に次の一号を加える。

三十 児童福祉法施行令第三十六条の規定による児童自立支援施設の設置に関する事務

第七十四条の四十九の二第二項中「においては、児童福祉法」の下に「第三十四条の十八中、及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び中核市」と、同法」を加え、及び第六項」を削り、「の市町村」と」の下に「児童福祉施設」とあるのは、「助産施設、母子生活支援施設及び保育所」と、同条第四項中「児童福祉施設」とあるのは、「助産施設、母子生活支援施設及び保育所」と、同条第八項中「第六十二條第二項第一号」とあるのは、「第六十一條第二項第一号」と、「第六十二條第一項」とあるのは、「第六十一條第一項」と、「都道府県子ども・子育て支援事業計画」とあるのは、「市

町子ども・子育て支援事業計画」と、同条第十一項中「市町村」とあるのは、「中核市以外の市町村」と、「児童福祉施設」とあるのは、「助産施設又は母子生活支援施設」と、「当該児童福祉施設が保育所である場合には三月前」とあるのは、「までに、保育所を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の三月前」と、同条第十二項中「を」を加え、同条第四号中「市町村」とあるのは、「都道府県及び市町村」と、同法第五十六條の二第一項各号列記以外の部分中「児童福祉施設」とあるのは、「助産施設及び母子生活支援施設」と、「(保育所を除く。以下この条において同じ。))」についてとあるのは、「(保育所を除く。以下この条において同じ。))」についてとあり、同項第一号中「児童福祉施設」とあるのは、「その助産施設及び母子生活支援施設」と、同項第二号中「児童福祉施設」とあるのは、「その助産施設及び母子生活支援施設」と、同種の児童福祉施設」とあるのは、「助産施設及び母子生活支援施設」と、同条第二項中「児童福祉施設」とあるのは、「助産施設及び母子生活支援施設」と、同法第五十六條の八第三項中「市町村長を經由し、都道府県知事」とあるのは、「中核市の市長」と、同法第五十八條第一項中「児童福祉施設」とあるのは、「助産施設、母子生活支援施設又は保育所」と、同法第五十九條第一項中「若しくは第三十六條から第四十四條まで(第三十九條の二を除く。))」とあるのは、「第三十六條、第三十八條又は第三十九條第一項」と、児童福祉施設」とあるのは、「助産施設、母子生活支援施設若しくは保育所」に改め、同条第三項中「第四十六條第四項」を、「第三十五條第六項」に改め、並びに「を削り、及び」を、「と、並びに」とあるのは、「及び」に、「児童福祉施設」を、「第四項の規定による児童福祉施設」に、「第七十四條の四十九の二第二項」に改め、「特定児童福祉施設」との下に、「第三十八條の規定による児童福祉施設」とあるのは、「第三十八條の規定による同号に規定する特定児童福祉施設」とを加える。

(生活保護法施行令の一部改正)

第三条 生活保護法施行令(昭和二十五年政令第百四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条の二中第二十五号を第二十七号とし、第二十四号を第二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)

第四条の二中第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)

第四条の三中第二十八号を第三十号とし、第二十七号を第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十九 子ども・子育て支援法

第四条の三中第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

(社会福祉法施行令の一部改正)

第四条 社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号を次のように改める。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六條の三第十項に規定する小規模保育事業(消防法施行令の一部改正)

第五条 消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一(内項八(3)中「保育所」の下に、「幼保連携型認定こども園」を加える。

第六条 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令(昭和三十六年政令第二百八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(特定社会福祉事業)

第二条 法第二條第二項第三号の政令で定める社会福祉事業は、次に掲げる事業とする。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十四條の十五第二項の規定による認可を受けた小規模保育事業

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十九條第一項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業のうち短期入所又は重度障害者等包括支援を行う事業(社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正)

第七条 社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和六十二年政令第四百二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中(平成十七年法律第百二十三号)の下に「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)を加え、及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第百七号)を、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第百七号)及び子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)に改める。

第十四條の二及び附則第三條中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の下に「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」を、「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」の下に「、子ども・子育て支援法」を加える。

(介護保険法施行令の一部改正)

第八条 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)の一部を次のように改正する。

第三十五條の二中第二十三号を第二十五号とし、第二十二号の次に次の二号を加える。

二十三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)

二十四 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)

第三十五條の五中第二十六号を第二十八号とし、第二十五号の次に次の二号を加える。

二十六 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

二十七 子ども・子育て支援法

(健康保険法等の一部改正)

第九条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部を次のように改正する。

第三十五條の二中第二十三号を第二十五号とし、第二十二号の次に次の二号を加える。

二十三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)

二十四 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)

第三十五條の四中第二十六号を第二十八号とし、第二十五号の次に次の二号を加える。

二十六 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

二十七 子ども・子育て支援法

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正)

第十条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「指定障害福祉サービス事業者」の下に「療養介護を提供するものを除く。」を加え、同項第十号を同項第十三号とし、同項第九号の次に次の三号を加える。

十 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)

十一 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）
 十二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）
 第二十二條第一項に次の一号を加える。

十四 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）
 第二十二條第二項中「前項に掲げるもののほか」を削り、同項に次の一号を加える。

八 前項各号に掲げる法律
 第二十六條第一項中「指定障害福祉サービス事業者」の下に「療養介護を提供するものを除く。」を加え、同項各号を次のように改める。

一 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）
 二 発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）
 三 第二十二條第一項各号に掲げる法律
 第二十六條第二項中「前項に掲げるもののほか」を削り、同項各号を次のように改める。

一 健康保険法
 二 第二十二條第一項各号及び第二項各号（第八号を除く。）に掲げる法律
 三 前項各号（第三号を除く。）に掲げる法律
 第二十六條の十中「次のとおり」を「第二十二條第一項各号に掲げる法律」に改め、同条各号を削る。

第二十六條の十六各号を次のように改める。
 一 第二十二條第一項各号に掲げる法律
 二 第二十六條第一項各号（第三号を除く。）に掲げる法律
 第三十八條中「次のとおり」を「第二十二條第一項第一号から第四号まで、第八号及び第十三号並びに第二項各号（第八号を除く。）に掲げる法律」に改め、同条各号を削る。

一 第二十二條第一項第一号から第四号まで、第八号及び第十三号並びに第二項各号（第八号を除く。）に掲げる法律
 二 第二十六條第一項各号（第三号を除く。）及び第二項第一号に掲げる法律

附則
 第一條 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次条第一項の規定は公布の日から施行する。
 （児童福祉法施行令の一部改正に伴う経過措置）
 第二條 第一條の規定による改正後の児童福祉法施行令を施行するために必要な条例の制定又は改正その他の行為は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

2 第一條の規定による改正後の児童福祉法施行令第四條第六号若しくは第七号、第二十五條の七第一項第九号、第十号若しくは第十二号若しくは第二項第八号（同条第一項第九号、第十号又は第十二号に係る部分に限る。）、第二十五條の十二第一項第三号（同令第二十五條の七第一項第九号、第十号又は第十二号に係る部分に限る。）、若しくは第二項第二号（同令第二十五條の七第一項第九号、第十号又は第十二号に係る部分に限る。）、第二十七條の十一第一項第一号（同令第二十五條の七第一項第九号、第十号又は第十二号に係る部分に限る。）、若しくは第二項第二号（同令第二十五條の七第一項第九号、第十号又は第十二号に係る部分に限る。）、第二十七條の十八第一号（同令第二十五條の七第一項第九号、第十号又は第十二号に係る部分に限る。）、又は第三十五條の五第六号（同令第二十五條の七第一項第九号、第十号又は第十二号に係る部分に限る。）、施行日以後にした行為によりこれらの規定に規定する法律若しくはこれらの規定に規定する法律に基づき命令若しくは処分を違反する行為を行った者について適用する。

（生活保護法施行令の一部改正に伴う経過措置）
 第三條 第三條の規定による改正後の生活保護法施行令第四條の二十四号又は第四條の第三十七号の規定は、施行日以後にした行為により就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の規定により罰金の刑に処せられた者又は施行日以後に同法若しくは同法に基づき命令若しくは処分を違反する行為を行った者について適用する。

（消防法施行令の一部改正に伴う経過措置）
 第四條 第五條の規定による改正後の消防法施行令別表第一（六）項八（三）に掲げる幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第三條第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園に限る。以下この項において同じ。）及び同表（六）項イに掲げる防火対象物であつて幼保連携型認定こども園の用途に供される部分が存するものにおける屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、漏電火災警報器、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報設備及び避難器具に係る技術上の基準については、同令第十一條、第十二條、第十九條及び第二十二條から第二十五條までの規定にかかわらず、施行日から起算して三年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正に伴う経過措置）
 第五條 第七條の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令第一條（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に係る部分に限る。）、第十四條の二（同法に係る部分に限る。）、又は附則第三條（同法に係る部分に限る。）、の規定は、施行日以後にした行為により同法の規定により罰金の刑に処せられた者について適用する。

（介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）
 第六條 第八條の規定による改正後の介護保険法施行令第三十五條の二十三号又は第三十五條の五第二十六号の規定は、施行日以後にした行為により就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定により罰金の刑に処せられた者又は施行日以後に同法若しくは同法に基づき命令若しくは処分を違反する行為を行った者について適用する。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）
 第七條 第九條の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第三十五條の二十三号又は第三十五條の四第二十六号の規定は、施行日以後にした行為により就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定により罰金の刑に処せられた者又は施行日以後に同法若しくは同法に基づき命令若しくは処分を違反する行為を行った者について適用する。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正に伴う経過措置）
 第八條 第十條の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十二條第一項第十号から第十二号まで若しくは第二項第八号（同条第一項第十号から第十二号までに係る部分に限る。）、第二十六條第一項第三号（同令第二十二條第一項第十号から第十二号までに係る部分に限る。）、若しくは第二項第二号（同令第二十二條第一項第十号から第十二号までに係る部分に限る。）、第二十六條の十（同令第二十二條第一項第十号から第十二号までに係る部分に限る。）、又は第二十六條の十六第一号（同令第二十二條第一項第十号から第十二号までに係る部分に限る。）、の規定は、施行日以後にした行為によりこれらの規定に規定する法律の規定により罰金の刑に処せられた者又は施行日以後にこれらの規定に規定する法律若しくはこれらの規定に規定する法律に基づき命令若しくは処分を違反する行為を行った者について適用する。

内閣総理大臣 安倍 晋三
 総務大臣 新藤 義孝
 厚生労働大臣 田村 憲久